

令和 8 年度公共用水域及び
地下水の水質測定計画

岡 山 県

目次

I 令和8年度公共用水域の水質測定計画

令和8年度公共用水域の水質測定計画（本編）	1
別表1 測定地点、測定項目及び頻度（河川）	3
別表2 測定地点、測定項目及び頻度（湖沼）	7
別表3 測定地点、測定項目及び頻度（海域）	8
別図1～8 測定地点図	12
別表4 測定方法及び報告下限値（公共用水域）	20

II 令和8年度地下水の水質測定計画

令和8年度地下水の水質測定計画（本編）	23
別表5 測定地点、測定項目及び頻度（地下水）	25
別図9 令和8年度地下水水質測定地点図	27
別表6 測定方法及び報告下限値（地下水）	28

令和 8 年度公共用水域の水質測定計画

1 目的

令和 8 年度における岡山県内の公共用水域の水質の汚濁の状況を常時監視するため、水質汚濁防止法第 16 条の規定に基づき水質測定計画を定める。

2 対象水域

河川 41 水域、湖沼 1 水域、海域 10 水域の合計 52 水域を対象とする。

河 川	高梁川水域	高梁川上流、高梁川中流(1)、高梁川中流(2)、高梁川下流、西川、小坂部川、有漢川、成羽川、小田川上流、小田川下流、美山川(星田川を含む。)、佐伏川*
	旭川水域	旭川上流、旭川中流、旭川下流、新庄川、百間川、砂川、目木川*、備中川*、誕生寺川*、宇甘川*
	吉井川水域	吉井川上流、吉井川中・下流、加茂川、梶並川、滝川、吉野川、金剛川、香々美川*、皿川*、宮川*
	笹ヶ瀬川水域	笹ヶ瀬川、足守川上流、足守川下流、相生川*
	倉敷川水域	倉敷川(流入支川を含む。)
		高屋川、里見川、伊里川(大谷川を含む。)、小田川(児島)*
湖 沼	児島湖	
海 域	水島水域	玉島港区、水島港区、水島地先海域(甲)、水島地先海域(乙)
	児島湾水域	児島湾(甲)、児島湾(乙)、児島湾(丙)
		備讃瀬戸、牛窓地先海域、播磨灘北西部

※ *印は生活環境項目に係る環境基準の類型指定をしていない水域を示す。(河川 10 水域)

3 測定機関

岡山県、国土交通省、岡山市及び倉敷市

4 測定地点、測定項目及び頻度等

河川 87 地点、湖沼 4 地点、海域 69 地点の合計 160 地点において、別表 1、別表 2 及び別表 3 のとおり実施する。

なお、測定地点の位置図は、別図 1 から別図 8 までのとおりである。

(1) 測定地点の概要

ア 測定機関別の地点数

区 分	岡山県	国土交通省	岡山市	倉敷市	合 計
河 川	51(20)	16(8)	16(5)	4(0)	87(33)
湖 沼	-	-	4(2)	-	4(2)
海 域	35(13)	-	13(9)	21(7)	69(29)
合 計	86(33)	16(8)	33(16)	25(7)	160(64)

※ () は環境基準点の再掲

イ 測定項目別の地点数

区分	生活環境項目				水生生物 保全環境 基準項目	健康 項目	その他調査項目	
	環境 基準点	補助測定点		計			栄養塩 類等	要監視 項目
		設定 水域	未設定 水域					
河川	33	43	11	87	39	59	41	16
湖沼	2	2	-	4	2	4	4	-
海域	29	40	-	69	30	43	43	20
合計	64	85	11	160	71	106	88	36

※「環境基準点」とは、環境基準の達成状況を評価するための測定地点をいう。

「補助測定点」とは、環境基準点以外の測定点をいう。

「設定水域」欄の数は、環境基準の類型指定のある水域における補助測定地点の数

「未設定水域」欄の数は、環境基準の類型指定のない水域における補助測定地点の数

(2) 測定項目の頻度と考え方

ア 生活環境項目のうちBOD、COD等の基本的な項目は、すべての測定点で測定する。

頻度は、環境基準点では毎月1日1回測定（ただし、年間2日は通日測定[※]）を行い、補助測定点では年4～12回測定する。

水生生物保全環境基準項目（全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（LAS））は、環境基準点及び主な補助測定点で原則として年1～4回測定する。

※「通日測定」とは、河川及び湖沼では6時間ごとに1日4回、海域では満潮・干潮時に表層及び中層で1日2回（計4回）測定することをいう。

イ 健康項目は、環境基準点及び主な補助測定点で、原則として年1～4回測定する。ただし、海域、児島湖及びダム湖並びにその流入河川では、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素は栄養塩類等と同等に測定する。

ウ 栄養塩類等（全窒素、全りん、アンモニア性窒素、りん酸態りん、クロロフィルa等）は、海域、児島湖及びダム湖並びにその流入河川で、原則として年4～12回測定する。

エ 要監視項目は、主な環境基準点及び補助測定点で原則として年1～2回測定する。ただし、海域の一部の地点では、過去10年間にわたって指針値を超過していない項目は、3年に1回測定する。

オ その他必要に応じ測定する。

5 測定方法

ア 測定方法及び報告下限値は、別表4のとおりとする。

イ 採水日は、河川及び湖沼では、採水日前において比較的晴天が続き水質が安定している日を選び、海域では、大潮期の風や雨の影響の少ない日を選ぶ。

ウ 採水位置は、河川では、流心で水面から水深の2割程度の深さとし、湖沼では表層（水面下0.5m）とし、海域では表層（海面下0.5m）及び中層（海面下2m）とする。

エ 底層D0の測定に係る試料の採水位置は、海底又は湖底から1m以内の底層とする。

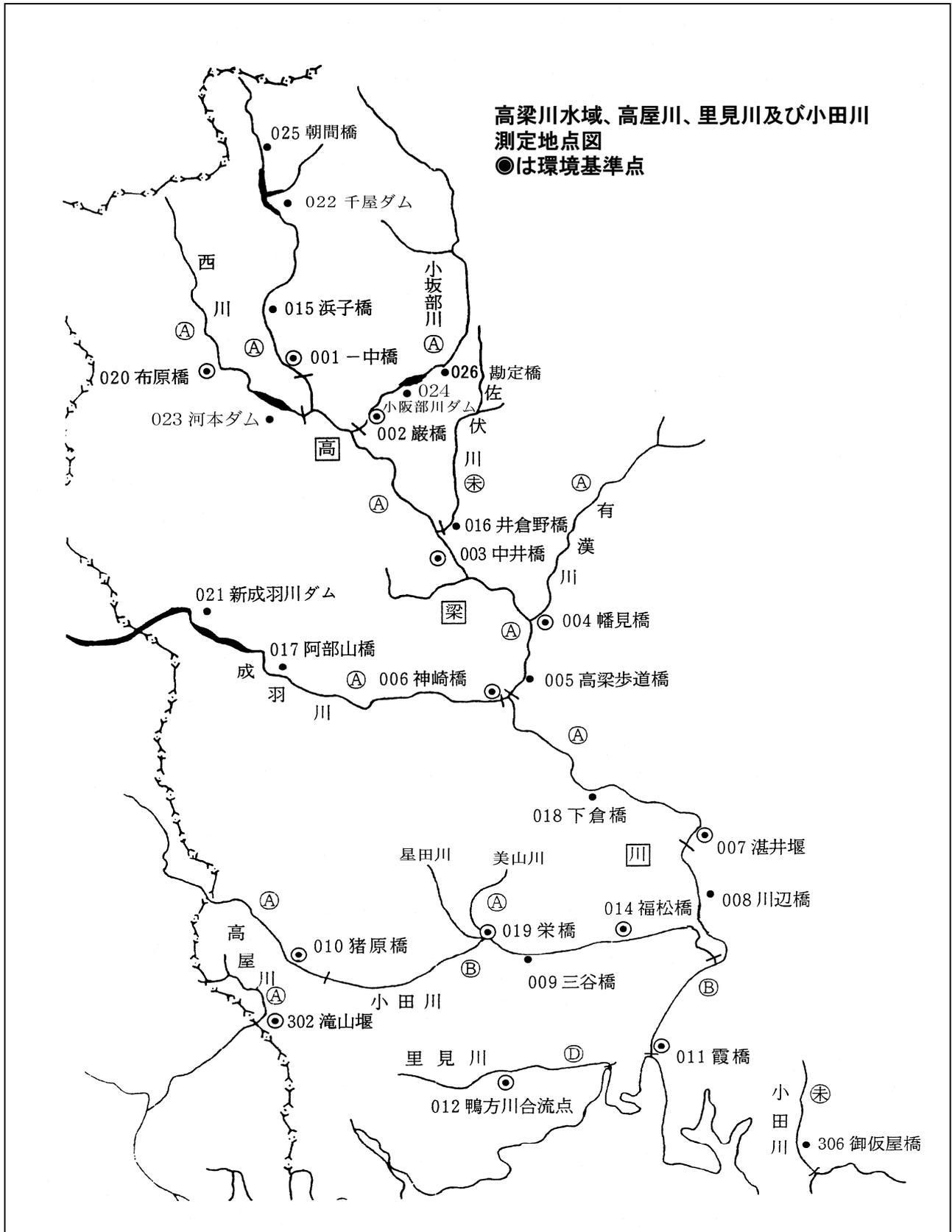
6 結果通知等

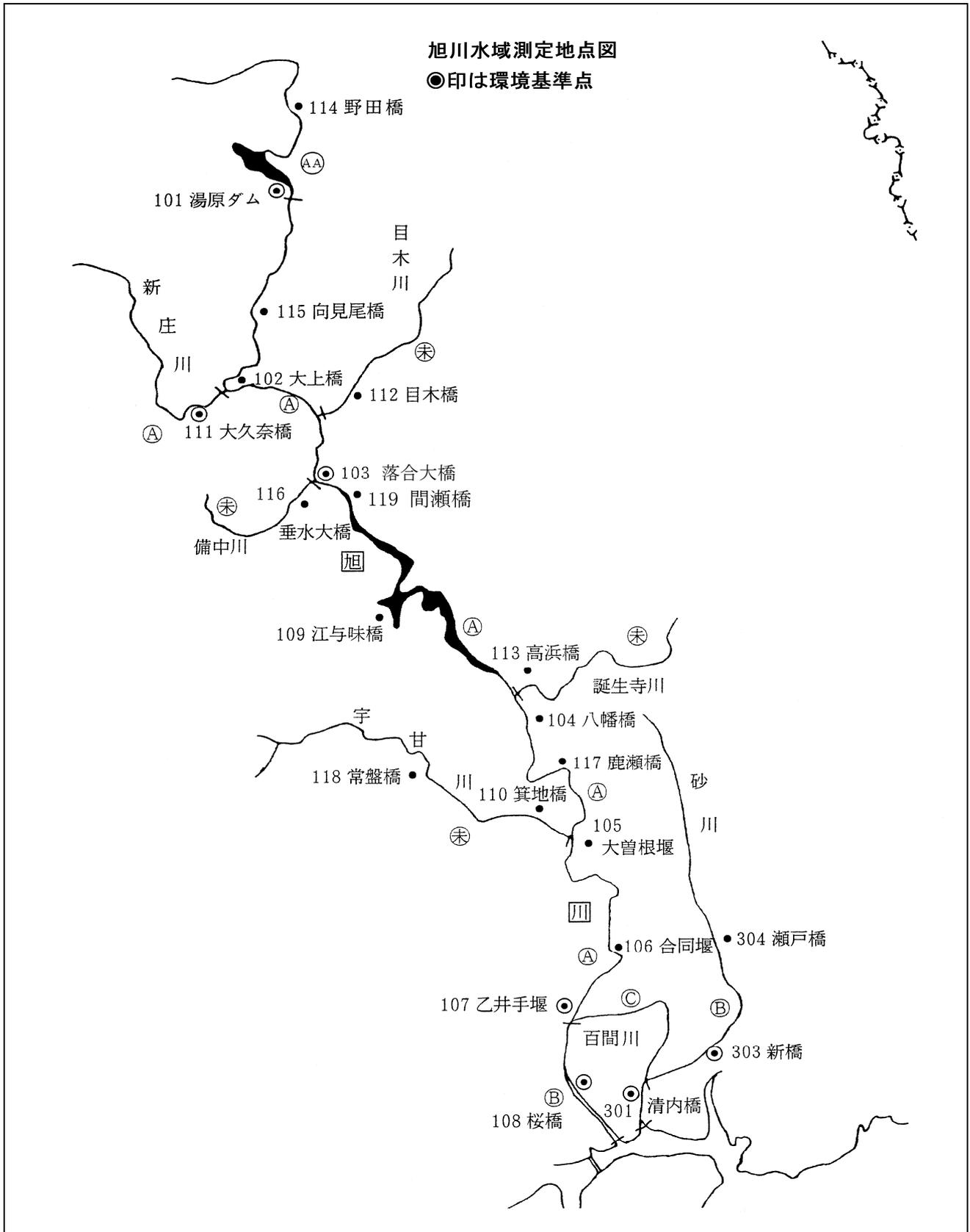
国土交通省、岡山市及び倉敷市は、毎月、水質測定が終了したときは、電子ファイル形式により測定結果を岡山県に通知する。

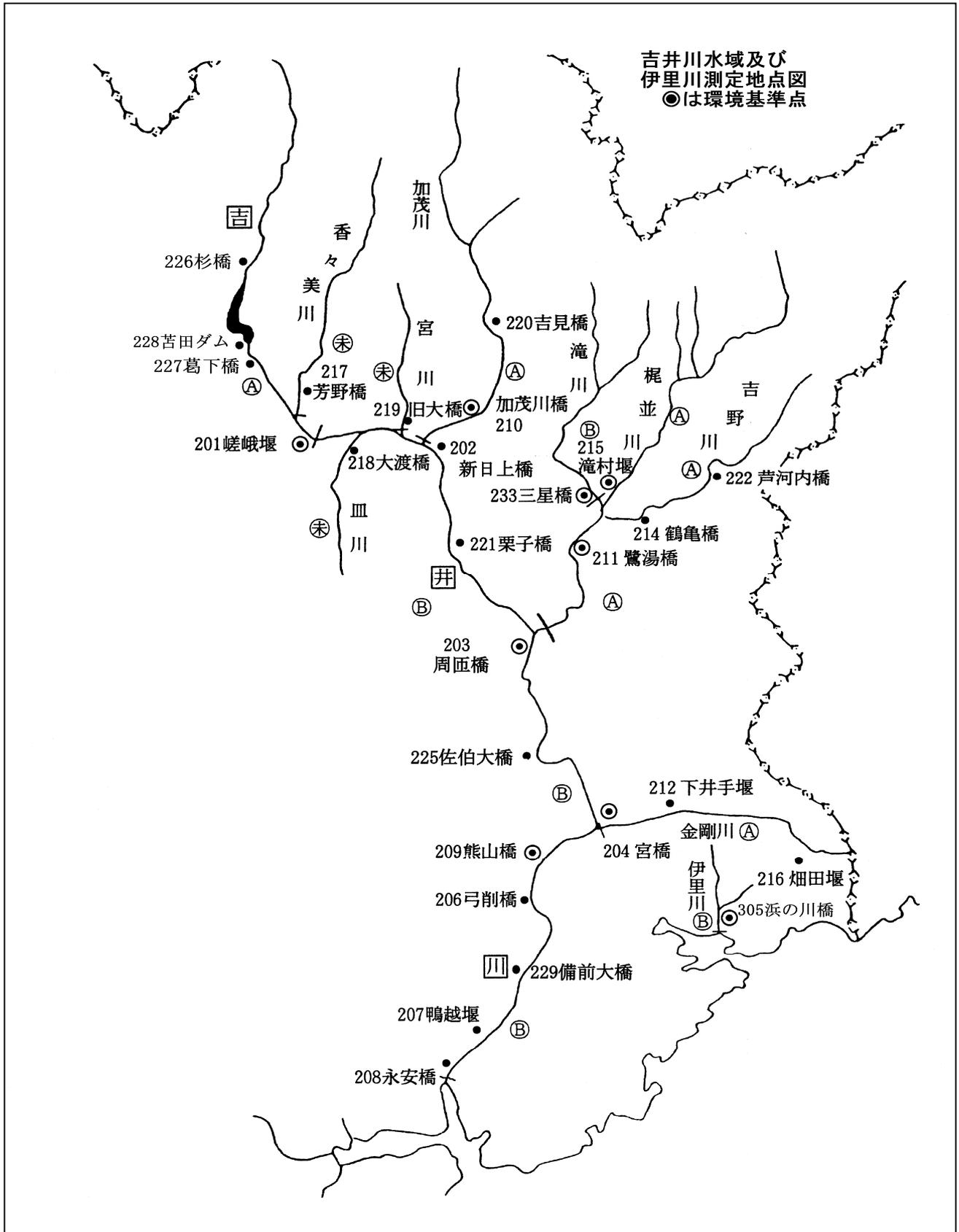
なお、健康項目が環境基準を超過した場合は、直ちに、岡山県に通報する。

7 緊急時対応

新たな汚染が懸念される事案が発生したときは、緊急モニタリングを必要に応じ実施するものとし、これに係る水質測定計画は、それぞれの事案に応じ別途作成する。

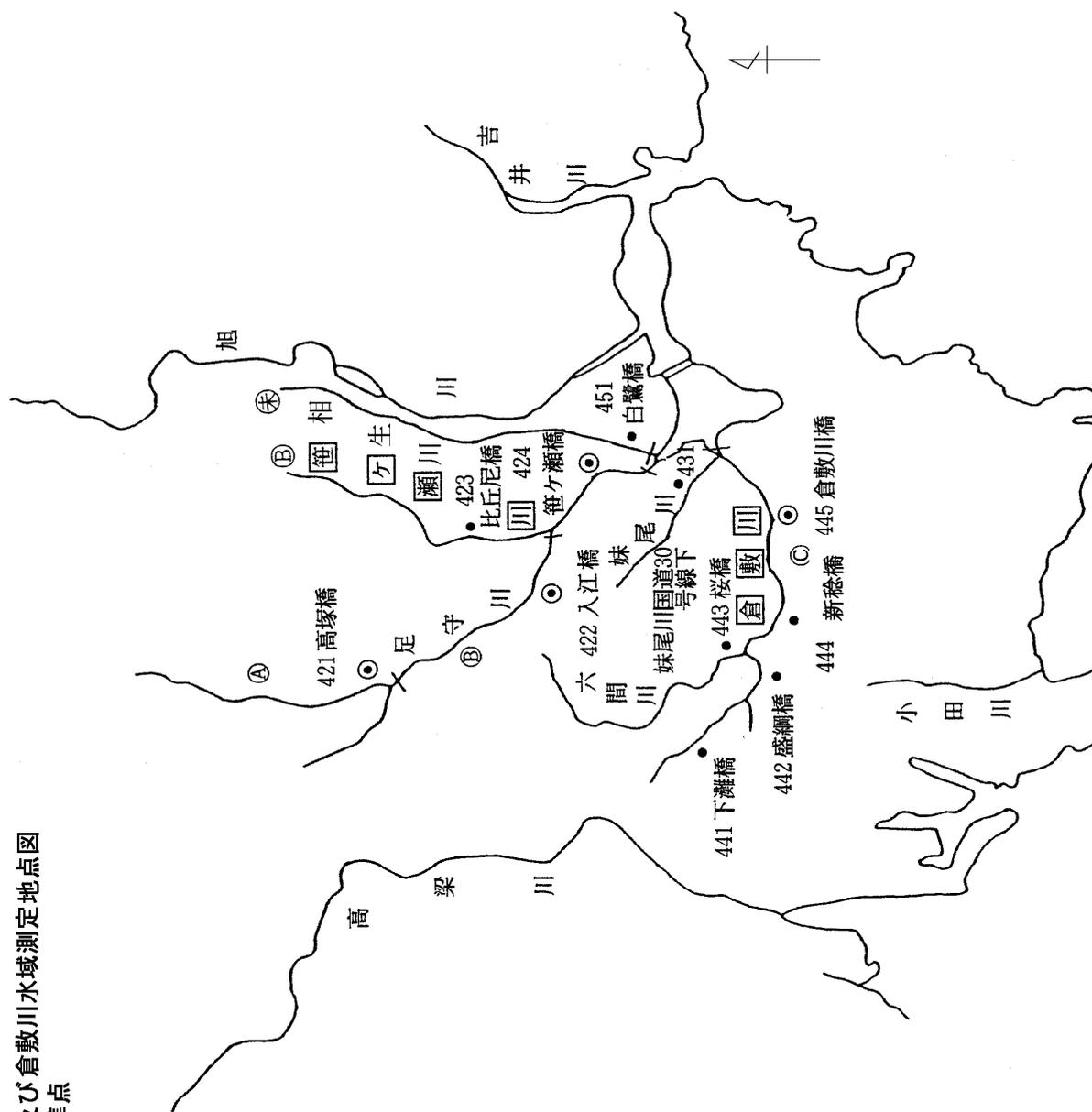


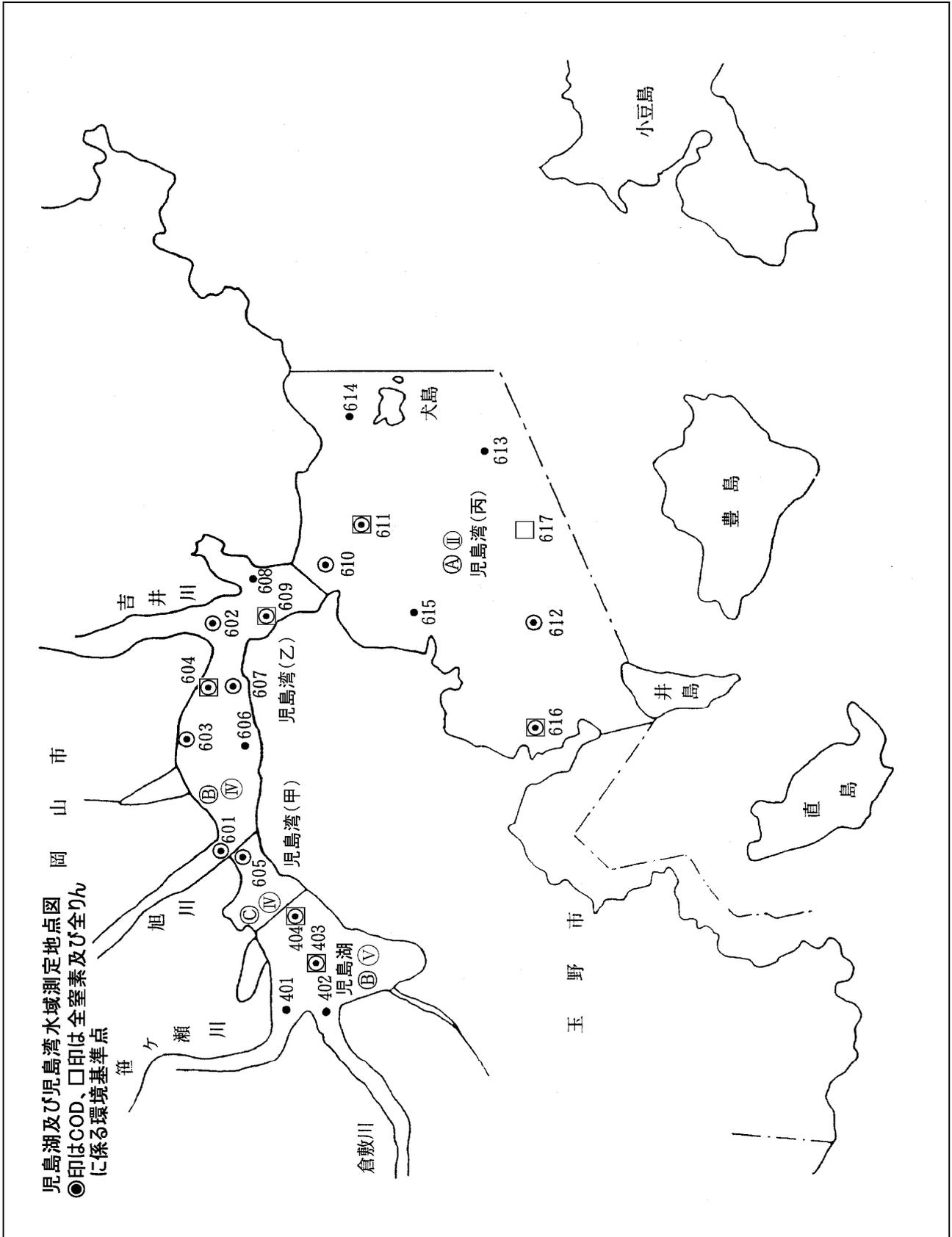


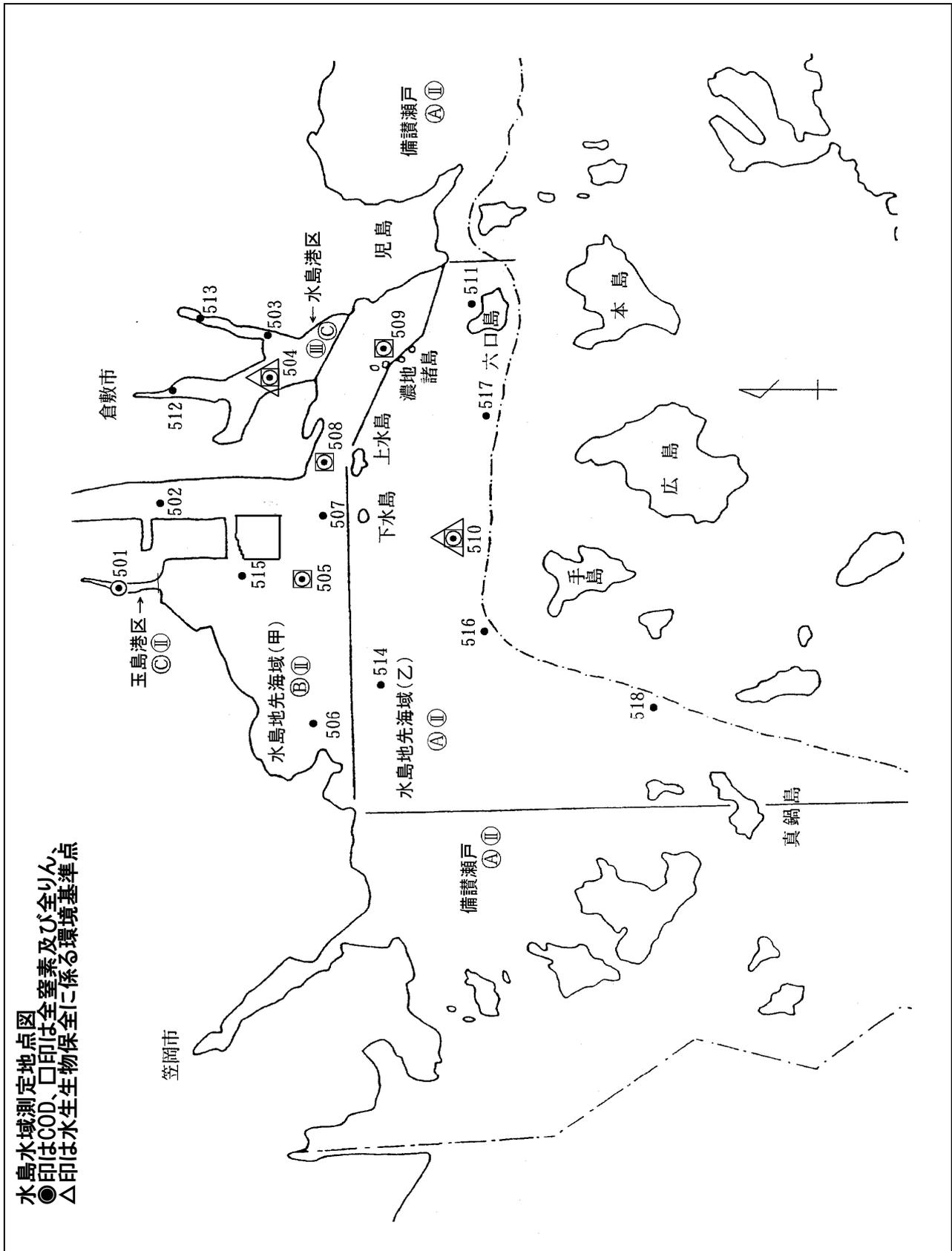


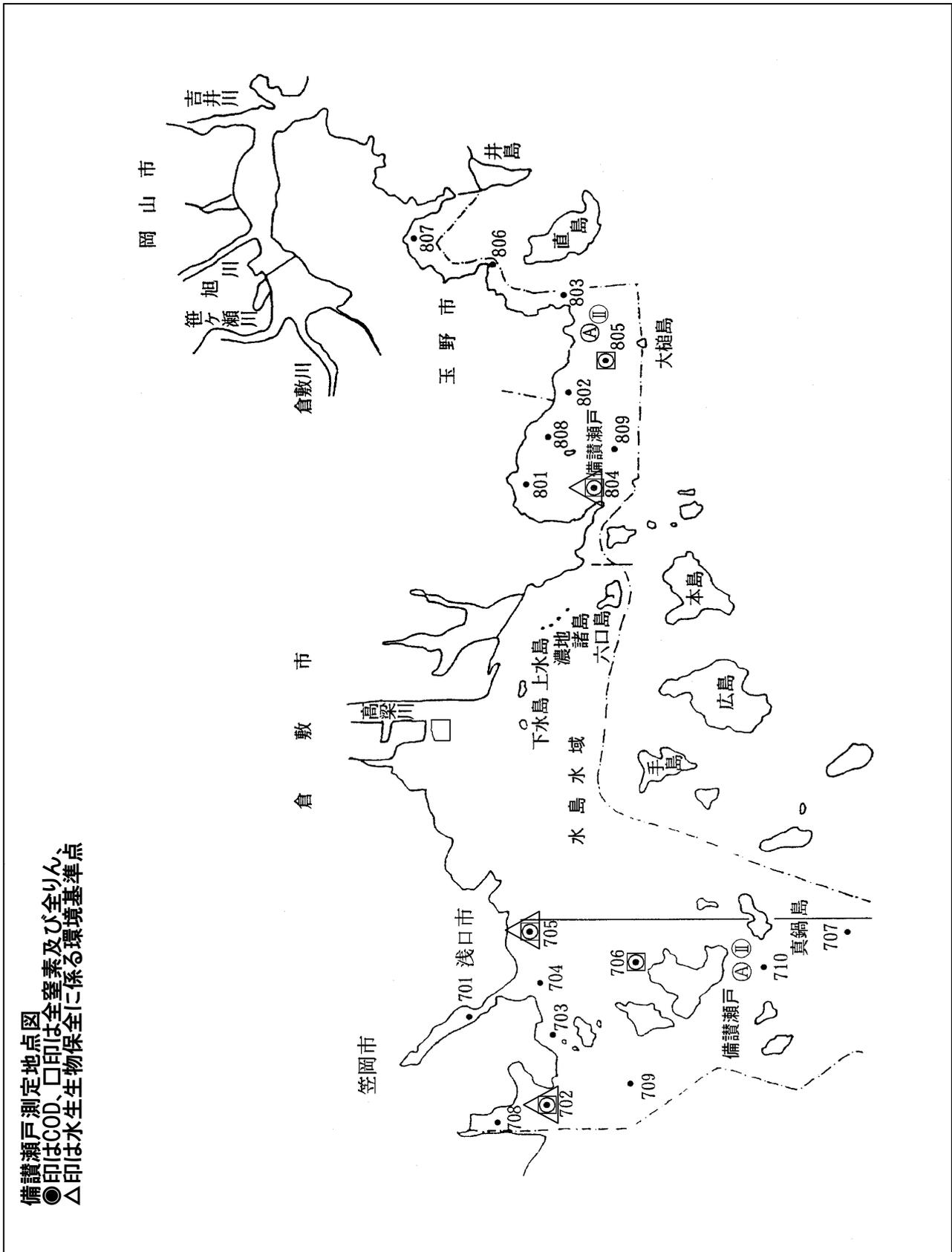
笹ヶ瀬川水域及び倉敷川水域測定地点図

●印は環境基準点



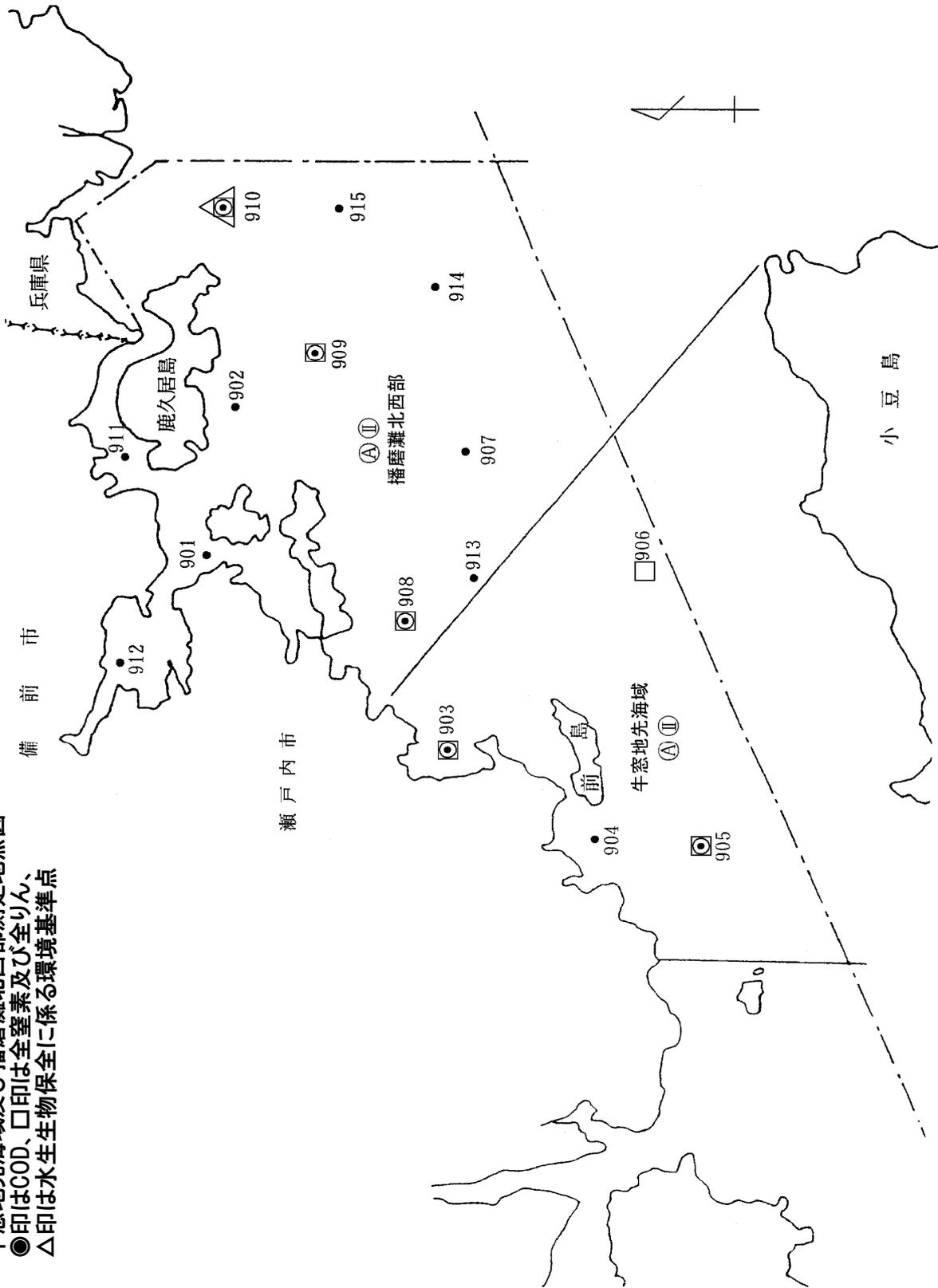






牛窓地先海域及び播磨灘北西部測定地点図

●印はCOD、□印は全窒素及びりん、
△印は水生生物保全に係る環境基準点



別表4 測定方法及び報告下限値（公共用水域）

測定項目		測定方法	報告下限値 (mg/L)	左記未満 の表記	
生 活 環 境 項 目	水素イオン濃度(pH)	昭和46年12月28日付け環境庁告示第59号別表2に掲げる 方法	—	—	
	溶存酸素量(DO)		0.5	<0.5	
	生物化学的酸素要求量(BOD)		0.5	<0.5	
	化学的酸素要求量(COD)		0.5	<0.5	
	ノニルヘキサン抽出物質(油分等)		0.5	ND	
	浮遊物質(SS)		1	<1	
	大腸菌数		1 (CFU/100mL)	<1	
	全窒素		0.05	<0.05	
	全りん		0.003	<0.003	
	全亜鉛		0.001	<0.001	
	ノニルフェノール		0.00006	<0.00006	
	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)		0.0006	<0.0006	
	底層 DO		0.5	<0.5	
健 康 項 目	カドミウム	昭和46年12月28日付け環境庁告示第59号別表1に掲げる 方法	0.0003	<0.0003	
	全シアン		0.1	ND	
	鉛		0.005	<0.005	
	六価クロム		0.01	<0.01	
	ヒ素		0.005	<0.005	
	総水銀		0.0005	<0.0005	
	アルキル水銀		0.0005	ND	
	P C B		0.0005	ND	
	ジクロロメタン		0.002	<0.002	
	四塩化炭素		0.0002	<0.0002	
	1,2-ジクロロエタン		0.0004	<0.0004	
	1,1-ジクロロエチレン		0.002	<0.002	
	シス-1,2-ジクロロエチレン		0.004	<0.004	
	1,1,1-トリクロロエタン		0.0005	<0.0005	
	1,1,2-トリクロロエタン		0.0006	<0.0006	
	トリクロロエチレン		0.001	<0.001	
	テトラクロロエチレン		0.0005	<0.0005	
	1,3-ジクロロプロペン		0.0002	<0.0002	
	チウラム		0.0006	<0.0006	
	シマジン		0.0003	<0.0003	
	チオベンカルブ		0.002	<0.002	
	ベンゼン		0.001	<0.001	
	セレン		0.002	<0.002	
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		(亜硝酸性窒素)	0.03	<0.03
			(硝酸性窒素)	0.01	<0.01
	ふっ素		(硝酸性窒素)	0.02	<0.02
0.08		<0.08			
ほう素		0.03	<0.03		
1,4-ジオキサン		0.005	<0.005		

測定項目		測定方法	報告下限値 (mg/L)	左記未満 の表記
そ の 他 項 目	銅	日本産業規格 (以下「JIS」という。) K0102-3 の 11.3、11.5 又は 11.6 に定める方法	0.01	<0.01
	溶解性鉄	JIS M0202 の 33.a).2)又は 32.a).3)及び JIS K0102-3 の 16.3 又 は 16.5 に定める方法若しくはこれらと同等程度と認められる 方法	0.01	<0.01
	溶解性マンガン	JIS M0202 の 33.a).2)又は 32.a).3)及び JIS K0102-3 の 15.2,15.4 又は 15.5 に定める方法	0.01	<0.01
	総クロム	JIS K0102-3 の 24.2 に定める方法	0.03	<0.03
	アンモニア性窒素	海洋観測指針及び上水試験方法に掲げる方法若しくは JIS K0102-2 の 13.4 又は 13.6 に定める方法により測定された アンモニウムイオン濃度に換算係数 0.7766 を乗じたもの	0.02	<0.02
	りん酸態りん	海洋観測指針及び JIS K0102-2 の 18.2 により測定されたリン酸 イオン濃度に換算係数 0.3261 を乗じたもの	0.01	<0.01
	塩化物イオン (河川に限る)	JIS K0102-2 の 6 に定める方法	—	—
	塩分	海洋観測指針 5.3(サリノメーターによる方法)に掲げる方法	—	—
	クロロフィル a	海洋観測指針及び上水試験方法又は河川水質試験方法(案) (平 成 21 年 3 月国土交通省水質連絡会) に掲げる方法	0.2 (µg/L)	<0.2
	トリハロメタン生成能	平成 7 年 6 月 16 日付け環境庁告示第 30 号別表に掲げる方法	0.0005	<0.0005
	透明度	海洋観測指針に掲げる方法	—	—
	全有機炭素(TOC)	平成 24 年 3 月 30 日付け環水大発第 120330018 号に掲げる 方法	0.3	<0.3
	要 監 視 項 目	クロロホルム	平成 5 年 4 月 28 日付け環水規第 121 号別表に掲げる方法	0.0006
トランス-1,2-ジクロロエチレン		0.004		<0.004
1,2-ジクロロプロパン		0.006		<0.006
p-ジクロロベンゼン		0.02		<0.02
イソキサチオン		0.0008		<0.0008
ダイアジノン		0.0005		<0.0005
フェニトロチオン(MEP)		0.0003		<0.0003
イソプロチオラン		0.004		<0.004
オキシ銅(有機銅)		0.004		<0.004
クロロタロニル(TPN)		0.004		<0.004
プロピザミド		0.0008		<0.0008
E P N		0.0006		<0.0006
ジクロロボス(DDVP)		0.001		<0.001
フェノブカルブ (BPMC)		0.002		<0.002
イプロベンホス(IBP)		0.0008		<0.0008
クロルニトロフェン(CNP)		0.0001		<0.0001
トルエン		0.06		<0.06
キシレン	0.04	<0.04		
フタル酸ジエチルヘキシル	0.006	<0.006		

測定項目		測定方法	報告下限値 (mg/L)	左記未満 の表記
要 監 視 項 目	ニッケル	令和7年4月1日付け環水大管発第 2504015 号別表1に掲げ る方法	0.005	<0.005
	モリブデン		0.01	<0.01
	アンチモン		0.002	<0.002
	塩化ビニルモノマー	平成16年3月31日付け環水企発第 040331003 号・環水土発 第 040331005 号別表に掲げる方法	0.0002	<0.0002
	エピクロロヒドリン		0.0001	<0.0001
	全マンガン	令和7年4月1日付け環水大管発第 2504015 号別表1に掲げ る方法	0.02	<0.02
	ウラン		0.0002	<0.0002
	フェノール	平成15年11月5日付け環水企発第 031105001 号・環水管発 第 031105001 号別表3に掲げる方法	0.001	<0.001
	ホルムアルデヒド		0.003	<0.003
	4-t-オクチルフェノール	平成25年3月27日付け環水大水発第 1303272 号別表3に掲 げる方法	0.0001	<0.0001
	アニリン		0.002	<0.002
	2,4-ジクロロフェノール		0.0003	<0.0003
	ペルフルオロオクタン スルホン酸 (PFOS) 及び ペルフルオロオクタン 酸 (PFOA)	令和2年5月28日付け環水大水発第 2005281 号・環水大土発 第 2005282 号別表2に掲げる方法	5.0(ng/L)	<5.0
			(PFOS) 2.5(ng/L)	<2.5
(PFOA) 2.5(ng/L)			<2.5	

備考

- 1 上表に掲げる報告下限値は、定量下限値と同じ数値とする。
- 2 数値の取り扱いについては「環境基本法に基づく水質環境基準の類型指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準（平成13年環水企第92号）」による。

令和 8 年度地下水の水質測定計画

1 目的

令和 8 年度における岡山県内の地下水の水質の汚濁の状況を常時監視するため、水質汚濁防止法第 16 条の規定に基づき水質測定計画を定める。

2 調査種別

(1) 概況調査

地域の全体的な地下水質の概況を把握するため、調査を実施する。

(2) 継続監視調査

概況調査等により汚染が確認された地域における地下水の状況を把握するため、継続的に調査を実施する。

3 測定機関

岡山県、岡山市及び倉敷市

4 測定地点、測定項目及び頻度等

概況調査 31 地点、継続監視調査 4 地点において、別表 5 のとおり実施する。なお、測定地点の位置図は別図 9 のとおりである。

(1) 測定地点の概要

区 分	岡山県	岡山市	倉敷市	合 計
概況調査	19	6	6	31
継続監視調査	2	1	1	4
合 計	21	7	7	35

※概況調査はローリング方式により実施する。

※継続監視調査の内訳

岡 山 県：揮発性有機化合物（2 地点）

岡 山 市：揮発性有機化合物（1 地点）

倉 敷 市：揮発性有機化合物（1 地点）

(2) 測定項目及び測定頻度

ア 概況調査

環境基準の全項目を年 1 回測定する。

要監視項目は、2 地点で年 1 回測定する。

イ 継続監視調査

環境基準の超過項目等を、年 1 ～ 2 回測定する。

5 測定方法

- ア 測定方法及び報告下限値は、別表6のとおりとする。
- イ 採水日は、前日の天候が比較的安定している日を選ぶ。
- ウ 採水位置は、表層（水面下 0.5m）からとする。ただし、打ち込み井戸等において揚水ポンプを使用している場合は、流水を採水する。

6 結果通知等

岡山市及び倉敷市は、水質測定が終了したときは、電子ファイル形式により測定結果を岡山県に通知する。

なお、環境基準項目が基準値を超過した場合は、直ちに、岡山県に通報する。

7 緊急時対応

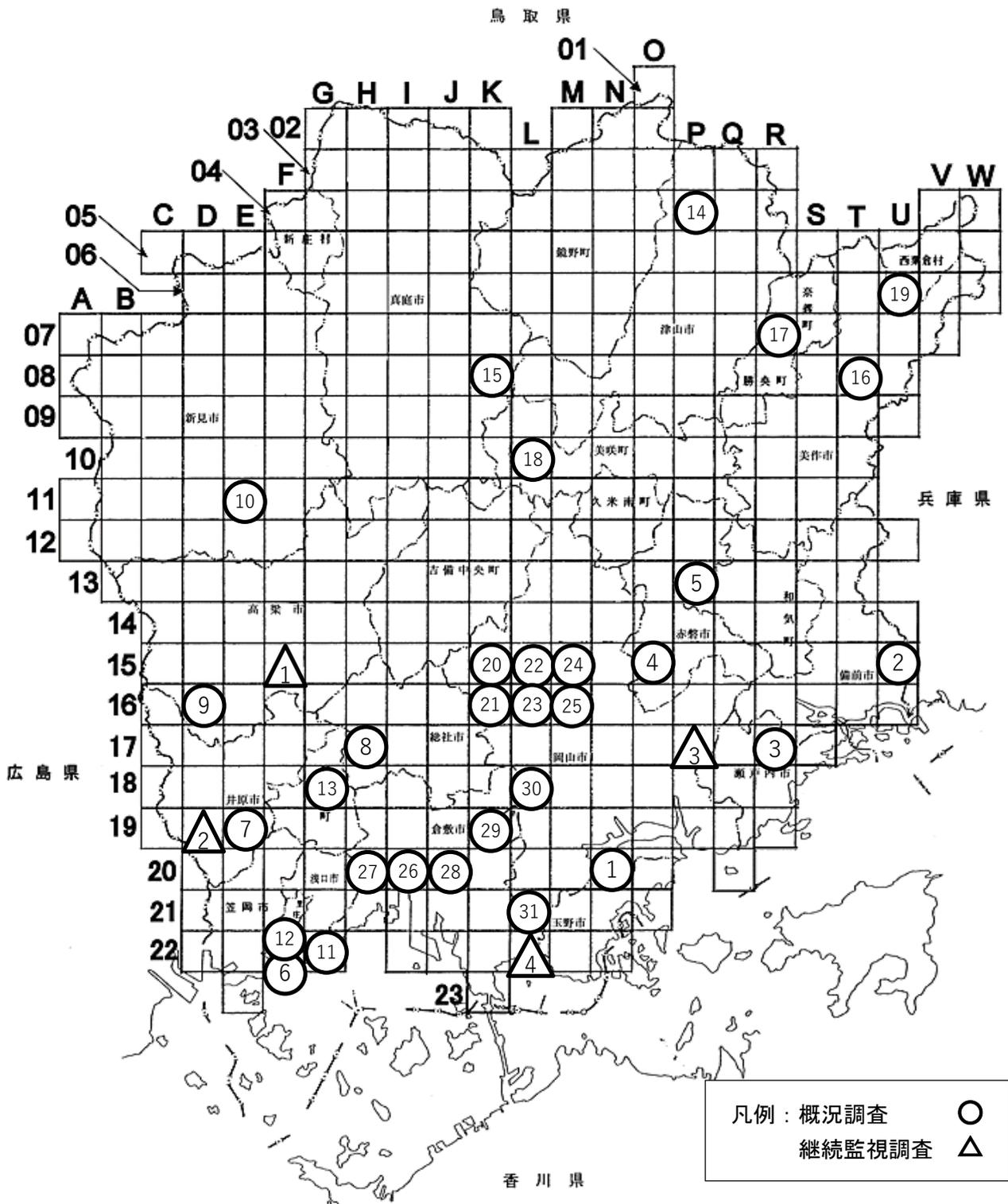
(1) 汚染井戸発見時

概況調査により新たに発見された汚染や事業者からの報告等により新たに明らかになった汚染については、その汚染範囲を確認するために汚染井戸周辺地区調査を実施するものとし、その水質測定計画については事案ごとに別途作成する。

(2) 災害等発生時

新たな汚染やその拡散が懸念されるため事案が発生したときは、緊急的なモニタリングを必要に応じ実施するものとし、これに係る水質測定計画は、それぞれの事案に応じ別途作成するものとする。

別図9 令和8年度地下水水質調査地点図



別表6 測定方法及び報告下限値（地下水）

測定項目		測定方法	報告下限値 (mg/L)	左記未満 の表記
環 境 基 準 項 目	カドミウム	平成9年3月13日付け環境庁告示第10号別表に掲げる方法	0.0003	<0.0003
	全シアン		0.1	ND
	鉛		0.005	<0.005
	六価クロム		0.01	<0.01
	ヒ素		0.005	<0.005
	総水銀		0.0005	<0.0005
	アルキル水銀		0.0005	ND
	PCB		0.0005	ND
	ジクロロメタン		0.002	<0.002
	四塩化炭素		0.0002	<0.0002
	クロロエチレン (別名塩化ビニルモノマー)		0.0002	<0.0002
	1,2-ジクロロエタン		0.0004	<0.0004
	1,1-ジクロロエチレン		0.002	<0.002
	1,2-ジクロロエチレン		0.004	<0.004
	1,1,1-トリクロロエタン		0.0005	<0.0005
	1,1,2-トリクロロエタン		0.0006	<0.0006
	トリクロロエチレン		0.001	<0.001
	テトラクロロエチレン		0.0005	<0.0005
	1,3-ジクロロプロペン		0.0002	<0.0002
	チウラム		0.0006	<0.0006
	シマジン		0.0003	<0.0003
	チオベンカルブ		0.002	<0.002
	ベンゼン		0.001	<0.001
	セレン		0.002	<0.002
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		0.03	<0.03
			(亜硝酸性窒素) 0.01	<0.01
ふっ素	(硝酸性窒素) 0.02	<0.02		
	0.08	<0.08		
ほう素	0.03	<0.03		
1,4-ジオキサン	0.005	<0.005		

測定項目		測定方法	報告下限値 (mg/L)	左記未満 の表記
要 監 視 項 目	クロロホルム	平成5年4月28日付け環水規第121号別表に掲げる方法	0.006	<0.006
	1,2-ジクロロプロパン		0.006	<0.006
	p-ジクロロベンゼン		0.02	<0.02
	イソキサチオン		0.0008	<0.0008
	ダイアジノン		0.0005	<0.0005
	フェニトロチオン(MEP)		0.0003	<0.0003
	イソプロチオラン		0.004	<0.004
	オキシ銅(有機銅)		0.004	<0.004
	クロロタロニル(TPN)		0.004	<0.004
	プロピザミド		0.0008	<0.0008
	E P N		0.0006	<0.0006
	ジクロロボス(DDVP)		0.001	<0.001
	フェノブカルブ(BPMC)		0.002	<0.002
	イプロベンホス(IBP)		0.0008	<0.0008
	クロルニトロフェン(CNP)		0.0001	<0.0001
	トルエン		0.06	<0.06
	キシレン		0.04	<0.04
	フタル酸ジエチルヘキシル	0.006	<0.006	
	ニッケル	令和7年4月1日付け環水大管発第2504015号別表1に掲げる方法	0.005	<0.005
	モリブデン		0.01	<0.01
アンチモン	0.002		<0.002	
エピクロロヒドリン	平成16年3月31日付け環水企発第040331003号・環水土発第040331005号別表に掲げる方法	0.0001	<0.0001	
全マンガン	令和7年4月1日付け環水大管発第2504015号別表1に掲げる方法	0.02	<0.02	
ウラン		0.0002	<0.0002	
ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	令和2年5月28日付け環水大水発第2005281号・環水土発第2005282号別表2に掲げる方法	5.0(ng/L)	<5.0	
		(PFOS) 2.5(ng/L)	<2.5	
		(PFOA) 2.5(ng/L)	<2.5	

備考

- 1 上表に掲げる報告下限値は、定量下限値と同じ数値とする。
- 2 数値の取り扱いについては「環境基本法に基づく水質環境基準の類型指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準（平成13年環水企第92号）」による。